

# 子ども・夫婦

弁護士と臨床心理士の  
共同スペシャル企画

# なんでも無料相談会

法律 & 心理

## あなたと子どもの 心に寄り添う相談会

令和6年

11/23 土 13:30~16:50



弁護士と臨床心理士と一緒に  
あなたの話をお聴きします。

相談方法は3つ。あなたが相談  
しやすい方法でご相談ください。



子ども・夫婦に関することならなんでもご相談ください

### 面談相談

山梨県弁護士会館で実施する対面  
形式の相談

**事前申込みが必要です**

11月22日(金)正午までに下の事前  
申込みを行ってください。

当日も空きがあれば受付可能で  
す。電話で事前に確認してからお越  
しください。

### 電話相談

相談会の開催時間中に山梨県弁  
護士会に電話をかけていただく形  
式での相談(事前申込み不要)

当日16時までに下の番号にお電  
話ください。

**055-235-7202**

電話が繋がりにくいことがあります  
ご了承ください。

### Zoom相談

Zoomを使ったリモート形式  
の相談

**事前申込みが必要です**

11月22日(金)正午までに  
下の事前申込みを行って  
ください。

当日受付はできません。

面談相談またはZoom相談を希望される方は事前申込みを行ってください。

事前申込みフォーム

○電話で事前申込み ⇨ 055-235-7202

○事前申込みフォームで事前申込み ⇨ 山梨県弁護士会HP または 右のQRコード

※申込は先着順で受け付けます。相談の枠が埋まり次第、受付を終了しますのでご了承ください。



お問合せ先：055-235-7202 (山梨県弁護士会) 主催：山梨県弁護士会・山梨県臨床心理士会

離婚・離婚にまつわる子どもの問題や子育て、子どもの親権・監護・養育虐待、非行、不登校、退学・停学、いじめ・子ども間のトラブル、学校事故<sup>tc</sup>

子ども・夫婦に関わる問題であればなんでも受け付けます

### 弁護士の 立場から一言



子どもに関わる問題は多岐にわたります。以前、小学生の子どもが2人いる女性から離婚に関するご相談をいただきました。離婚や関連する法律問題（離婚事由・親権・養育費・財産分与・慰謝料等）、離婚の手續（調停や訴訟）について助言させていただきました。特に親権について、配偶者と深刻な対立があるとのことだったので、詳細にご説明しました。

子どもに関わる問題であればどんな問題でも構いません。  
お気軽にご相談ください。  
(弁護士より)

### 臨床心理士の 立場から一言



昨今、こころの問題への対応は、喫緊の課題となっており、とりわけ、不登校やいじめ、発達障害など子どものこころの支援は重要な課題のひとつとされています。また、そこには親や家族との関わりが、大切と考えられています。今回ご相談を担当する「臨床心理士」は、(財)日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている「こころの専門家」です。

お子さんやご家族のことで、心配なこと、気になることがあれば、是非この機会をご利用ください。  
(臨床心理士より)



### 子ども無料相談も常時開催中

いじめ・虐待など、子ども特有の相談に  
対応します。初回に限り無料で  
面談のほか、電話相談でも対応は可能  
です。

ご希望される方は、山梨県弁護士会まで  
ご連絡ください。

山梨県弁護士会

055-235-7202

※ 駐車場はありませんので近隣の駐車場をご利用ください。